

北九州市自治基本条例に基づく 市政運営の評価検討委員会

答 申 (案)

平成26年12月

北九州市自治基本条例に基づく
市政運営の評価検討委員会

目 次

1	はじめに	1
2	評価方法等	2
3	審議経過	2
4	条例の規定に基づく市の取り組み等について	3
5	評価等について	11
6	条例の見直しについて	17
	資料	18

1 はじめに

北九州市は、地方自治の本旨にのっとり、市民の意思に基づく自立した市政運営を確立するとともに、市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、市のまちづくりの基本ルールとなる「北九州市自治基本条例」（以下「条例」という。）を制定（平成22年10月1日施行）した。

この条例は、市民を主体とした自治（以下「市民自治」という。）の確立を目的とし、本市における自治の基本理念や基本原則、自治の主体である市民、議会、市長等（行政）のそれぞれが自治において果たすべき役割や市政運営の原則、自治の基礎的な単位であるコミュニティの活動のあり方等について規定している。

また、この条例は、その実効性を確保するため、第29条において、条例の規定内容がどのように制度や施策に反映されたのか、条例に基づく市政運営の状況を評価し、条例について必要な見直しを検討する機関を置くこととしている。

この規定に基づき設置された「北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会」（以下「委員会」という）は、平成26年5月22日、北橋健治 北九州市長より「市政が条例の趣旨に沿って運営されているかどうかを評価し、条例について必要な見直しに関する事項」について、意見を求められた。

委員会は、学識経験者、公募委員ほか全10名で構成され、平成26年5月以降、計5回会議を開催し、条例制定時の議論や経緯、条例に込められた思いも踏まえ、条例に基づく市の取り組みが、条例の趣旨に沿ったものとなっているかについて、活発かつ慎重に審議し、答申を取りまとめた。

特に、市民自治を確立する上で、重要な論点である「情報共有」、「市民参画」、「コミュニティ」について、重点的に議論を行った。

この答申が、市における市民自治の確立に向けた一助になれば幸いである。

平成26年12月22日

北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会 委員長
湯浅 隼道

2 評価方法等

評価にあたっては、条例の趣旨、内容等について、委員会で改めて確認した後、条例の規定に基づく市の取り組み全般について、条項ごとに確認しながら、それが条例の趣旨に沿って行われているか、すなわち、市民自治の確立に寄与するものとなっているかどうかを事業等の実績や成果等から検証し、課題がある場合は、見直しの方向性を示すこととした。特に、市民自治の推進において核となる「情報共有」「市民参画」「コミュニティ」について集中的に審議した。

また、市民自治の確立のために、市が行っている様々な取り組みを市民がどのように受け止めているのか、市民の主体的な行動に結びついているかということも評価の観点として考慮する必要があるため、市民意識調査等の結果も踏まえた上で、評価を行った。

3 審議経過

本委員会における審議の経過は、以下のとおりである。

回	日 程	議 事
第1回	平成26年5月22日	○委員会の趣旨、スケジュール確認
第2回	平成26年7月25日	○条例に基づく市政運営の状況等についての審議 (情報共有、市民参画を中心に審議)
第3回	平成26年8月22日	○条例に基づく市政運営の状況等についての審議 (コミュニティを中心に審議)
第4回	平成26年10月7日	○答申(案)の検討
第5回	平成26年12月19日	○答申(案)の検討・承認

4 条例の規定に基づく市の取り組み等について

条例の規定に基づく市の取り組み及び関連する市民意識調査結果の概要は以下のとおりである。

(1) 総論

条例の趣旨を踏まえ、まちづくりを進めていくためには、市民や市政運営を担う市職員が条例に対する理解を深めることが重要であるため、市は、条例施行後、市民に対しては、市政だよりや市政テレビで「自治基本条例」の特集を実施するとともに、市民向けパンフレットや逐条解説書の区役所や市民センターへの配布などにより、広報を行ってきた。このほか、将来のまちづくりを担う子どもたちが、条例について理解を深めるため、中学校3年生向けの副読本を作成配布している。

また、市職員に対しては、全課長級以上の職員を対象とした研修（平成22年度）や全係長級職員を対象とした研修（平成23年度）の実施、また、新規採用職員や採用5年次の職員、市民センターの新任館長を対象とした研修を計画的に実施するなど、条例に対する理解を深める取り組みに努めているが、平成26年度に実施した市民意識調査によれば「条例の認知度」は、4割弱となっている。

(2) 情報共有

市民が市政に対して問題意識を持ち、意見や提案を行うためには、市と市民が市政に関する情報を共有することは不可欠である。

このため、市は、情報公開制度の運用や広報活動など、多様な方法や媒体で情報提供を行っているが、市民意識調査によれば、市の情報発信の方法については、「より分かりやすく、情報を整理して発信して欲しい」「情報を入手しやすいように、色々な媒体・場所で発信して欲しい」と回答した人が最も多く、共に約4割となっている。

<主な情報共有の取り組み>

区分	取組内容	概要
情報公開	北九州市情報公開条例の運用	市が保有する情報の開示等を請求する権利を保障するとともに、情報公開の推進に関し必要な事項を規定。
	北九州市個人情報保護条例の運用	個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることその他の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を規定。

広報活動	市政だより	市民に対して、市政の重要な施策や事業、市民生活に身近な情報などを伝えることにより、市政に理解と協力を得るとともに、市政への市民参画を推進することを目的に発行。
	市政テレビ・ラジオ	市民の市政に対する理解を深めるため、テレビ・ラジオを利用して、市の施策・事業のPRを実施。
	市ホームページ	インターネットを通じて、市の計画や取組み、財政状況、観光・イベントなど様々な情報発信を実施。 市ホームページは 誰もが利用しやすく・役立つ・市の魅力が伝わるホームページを目指して、平成23年3月リニューアル公開。
	ソーシャルメディアを活用した情報発信	参加者同士のコミュニケーションの促進、また、情報発信の即時性や拡散性に優れたフェイスブックやツイッター、ユーチューブといったソーシャルメディアを活用して、情報発信を実施。平成23年6月に「北九州市ソーシャルメディア活用に関するガイドライン」を策定し、各部署において、ソーシャルメディアによる効果的な情報発信に取り組んでいる。
	市政記者会等への市政情報の提供	記者会見、資料配付などにより、市政情報を市政記者会等に提供。
	パブリシティ活動	本市の知名度と都市イメージの向上を図るため、新聞、雑誌、テレビ、インターネット等のマスメディアを通じた本市のPRを実施。

(3) 市民参画

社会経済情勢が急速に変化し、人々の価値観や行政ニーズが多様化する時代にあつては、これまで以上に、市政に対する市民の意見や提案をきめ細かく把握し、適切に市政に反映させていく必要がある。

このため、市は、市民に対して多様な市民参画の機会を確保し、様々な方法で市民の意見等を聞いているが、市民意識調査よれば、「市政に対して意見や提案をした経験はない」と回答した人が86.5%となっている。一方、「市政に対して意見や提案をしたいと思う」と回答した人は6割弱となっている。また、「あなたの声が市に届き、きちんと対応されている」と「感じていない」と回答した人に、その理由を尋ねたと

ころ、「市政に意見や質問を伝える方法が分からない」が最も多く、6割弱となっている。

<主な市民参画の取り組み>

区分	取組内容	概要
個人形式	市民のこえ	市民のこえを市政に反映させるため、市民文化スポーツ局広聴課や各区総務企画課及び出張所において、市民からの要望、苦情、相談・問合せ、意見等を電話・来訪・文書等で受け付け、処理している。
	市政提案箱	市のホームページ上に「市政提案箱」を設け、市に対する具体的で建設的な意見・提案や相談等を入力フォームを利用して受け付けている。受け付けた意見等は「市民のこえ」として処理している。
	市長への手紙	市民が主役の市政を推進していくために参考とするため、市長に対して直接、意見や提案ができる制度。
集会形式	タウンミーティング	市民との協働によるまちづくりを進めるため、さまざまな市政の重要テーマについて、市長が市民と直接、双方向で対話し、意見を聴いている。
	市長と気軽にランチタイム	北九州市のまちづくり施策の参考とするため、市長と市民が昼食をとりながら、まちづくりについて気軽に意見交換を行うもの。
	区長懇話会	区の特性を十分生かしながら魅力あるまちづくりを進めるため、区ごとに市民との懇談会を実施している。
	出前講演	市が重点的に取り組む施策や事業について、市民の理解と協力を得るため、各局区別に講演テーマを準備し、市内の各種団体等からの要請に応じ、市の幹部職員が直接地域に出向き講演を行っている。また、その際に市民と意見交換を行い、市民の生の声を聴く場として実施している。
	出前トーク	市民に身近な特定の事業について、担当局の職員が積極的に市民グループの中へ出向いて説明を行い、理解と協力を求めている。

調査形式	市民意識調査	<p>毎年「市政全般について市民の施策への評価・要望」と「市政に関する特定のテーマについての市民意識」を把握するために実施。</p> <p>○調査対象 20歳以上の市民3,000人</p> <p>○選出方法 住民基本台帳から等間隔抽出</p>
	市政モニター	<p>市民の意見が反映された明るい市政と活力あるまちづくりのため、市政モニターを置き、市政に対する市民の意識や、意見要望を聴いている。</p> <p>○定員 150人（任期1年）</p> <p>○選出方法 20歳以上の市民の中から公募</p>
	市民意見提出手続（パブリックコメント制度）	<p>市が基本的な計画等を立案する過程において、あらかじめその案を公表し、これに対して市民等から提出された意見を考慮して基本的な計画等の決定を行うとともに、提出された意見の概要とこれに対する市の考え方等を公表している。</p>
会議形式	<p>附属機関・市政運営上の会合</p>	<p>市民や外部の有識者の意見を適切に市行政に反映するため、市民をはじめとした外部の人材が、条例で設置する「附属機関」や要綱で設置する「市政運営上の会合」に参加している。</p> <p>幅広く意見を求めるため、年齢、兼務の数、女性委員の比率や公募委員の導入など、委員の選任にあたっての留意事項を、要綱で定めている。</p>

（4）コミュニティ

コミュニティは、市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現するための基本となるものである。条例では、市民は、主体的なコミュニティ活動への参加を通じて、市民が共に暮らす地域社会の維持形成に努めることとされている。また、市は、コミュニティの自律性及び自立性に配慮しながら、コミュニティの活動がそれぞれの地域の特性に応じて効果的に行われるよう、コミュニティに対し積極的に支援することとしている。こうした趣旨を踏まえ、市は、市民の主体的な行動や、コミュニティの活性化に繋がる様々な取り組みを行っている。

市民意識調査によれば、「住民主体のまちづくりが必要と思う」と回答した人は、約9割となっているが、実際に地域活動を経験したことがある人の割合は、約5割となっている。また、地域活動に参加しない理由としては、「どんな活動をしていいのかわ

からない」「地域の団体のことがよくわからない」を合わせた、地域団体や活動に関する情報が不足しているとの理由が4割弱と最も多くなっている。

また、これからの地域活動を支える大切な団体については、「自治会・町内会」との回答が最も多く（75.4%）、実際に加入していると回答した人の割合は73.9%となっている。自治会・町内会に「加入していない」と回答した人に、その理由を尋ねたところ、「加入を勧められたことがない」（35.4%）、「役員になりたくない」（28.7%）、「加入しなくても日常生活に支障がない」（28.7%）との順に回答が多い結果となっている。

<コミュニティに係る主な取組状況>

取組内容	概要
区役所にコミュニティ支援課を設置	多様化、複雑化している地域課題の解決に向けて、地域のコミュニティ活動への積極的な支援や、市民と行政との連携・協働を推進するため、まちづくりに特化した担当部署として全ての区役所にコミュニティ支援課を設置（平成23年度～）。
自治会・町内会活性化事業	自治会・町内会が行う加入促進や人材育成の取り組みを支援するため、北九州市自治会総連合会と連携して、 (1) 加入をPRするポスター・チラシの作成 (2) 加入促進・自治会運営などの目的に応じたマニュアル、子ども向けPR冊子等の作成等に取り組んでいる。 また、区役所コミュニティ支援課は市民センター等でのポスター掲示などの広報事業や新任会長研修の開催支援など、地域の実情に応じた取り組みを区自治総連合会と連携しながら進めている。
地域総括補助金	住民主体の地域づくりを促進するため、これまで市各部局が事業ごとに地域団体に交付していた補助金を可能な限り一本化し、まちづくり協議会に交付する「地域総括補助金」を実施。 この補助金を導入しやすいように手引書を作成し、申請方法の簡素化にも取り組んでおり、区役所コミュニティ支援課では、まちづくり協議会への働きかけや、申請の支援などを行っている。

コミュニティ活動促進事業	住民主体の地域づくりを促進するため、まちづくり協議会や自治会、NPO 等が行う研修会や講演会などに講師となるまちづくり専門家の派遣を支援するとともに、地域のまちづくり活動を報告してもらう「地域のちから報告会」を開催し、まちづくり協議会間の情報共有等を図っている。
地域カルテづくり事業	まちづくり協議会を実施主体として、住民が参加するワークショップを開催し、新たな課題解決を図る活動に取り組むきっかけとなるように、地域情報や課題解決のためのアイデア等を盛り込んだ「地域カルテ」の作成を支援している。
まちづくりステップアップ事業	市民主体のまちづくりを推進するため、地域の特性を活かした活動や地域の活性化に資する新たな活動を支援している。
市民センターの整備、管理運営	地域活動の拠点として、小学校区ごとに市民センターを整備。 (H26. 4. 1 現在 市民センター129 館、市民サブセンター5 館) 市民センターを適正に管理し、円滑な運営を図るため、館長を配置するとともに管理運営の一部をまちづくり協議会に委託。また、市民センターの老朽化等に対応するため、計画的に大規模改修等を実施。
協働のあり方に関する基本指針の策定	NPO、地域団体、企業、行政等、様々な活動の担い手が役割分担をしながら、地域の課題に積極的に対応していく、協働によるまちづくりを推進するため「北九州市協働のあり方に関する基本指針」を平成 24 年 11 月に策定。
NPO・ボランティア活動促進事業	NPO・ボランティア活動等の市民活動促進や、市民活動団体等と行政の協働促進のため、市民活動や協働等に関する相談助言や情報提供、研修・啓発事業を行うとともに、コミュニティの他施設と連携して、市民活動を担う人づくりを行っている。
「NPOとの協働によるまちづくり」人材育成事業	NPO等や市職員を対象とした、団体相互間の協働に関する理解を深めるための研修を実施する。また、地域課題解決について、多様な主体が参加するワークショップを開催し、協働によるまちづくりを推進するためのネットワーク構築を推進している。

NPO公益活動支援事業	市民活動のさらなる促進を図るため、NPO等が専門性を発揮して行う先進的な取り組みを支援。また、あらかじめ市が設定したテーマに対して、NPO等から専門性を活かした提案を募集し、提案団体と市が協働して取り組む事業を支援している。
-------------	--

(5) その他市政運営

条例第5章（市政運営）では、「情報共有」及び「市民参画」を基本とした公正かつ透明性の高い市政運営を確保するため、「計画的な行政運営（第15条）」、「法務（第16条）」、「財政運営（第17条）」、「行政評価（第18条）」に基づく市政運営について規定している。

主な取り組みは、以下のとおりである。

「第15条（計画的な行政運営）」については、市のまちづくりのビジョンである基本構想・基本計画「元気発進！北九州」プランや、「北九州市新成長戦略」をはじめ行政分野別の計画を策定し、その着実な推進に努めるとともに、多様な行政需要等に対応していくため、平成26年度以降の新たな行財政改革の大きな方向性を示す「北九州市行財政改革大綱」を策定、また、その実施計画となる「北九州市行財政改革推進計画」を策定し、着実な推進に努めている。

「第16条（法務）」については、法的側面から行政運営を支えるため、市が制定する条例や規則の制定や改廃の基準となる「条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針」を策定している。また、市の政策を実現するため、条例の制定改廃を行っている。最近、新たに制定した条例のうち、特徴的なものとしては「北九州市安全・安心条例」などが挙げられる。

「第17条（財政運営）」については、高齢社会の進展に伴う福祉、医療関係経費の伸びや老朽化した公共施設の改修経費の増加が今後も見込まれるなど、北九州市の財政を取り巻く厳しい状況が続く中、「選択と集中」を行いながら、不断の収支改善に取り組む必要があり、税収など歳入の増加につながる施策と、行財政改革大綱に基づく事業の見直しに積極的に取り組むことで、持続可能で安定的な財政の確立、維持に努めている。

また、財政運営の透明性を確保するため、

○「わかりやすい北九州市の財政」の発行

○市政だよりを活用した予算・決算情報の提供

○予算編成過程の公表（市民の意見を反映させるため、予算編成過程を公開し、市民の意見をいただきながら、予算編成を行う）
などの取り組みも行っている。

「第18条（行政評価）」については、「元気発進！北九州」プランを着実に推進していくため、プランを構成する約200の主要施策と約400の事業を対象に、事業の成果が当初設定した目標を達成しているかなどを検証し、その検証結果に基づき事業内容を見直し、次の事業計画（予算）に反映させるという行政評価を実施している。

5 評価等について

(1) 総論

市は、条例制定直後より、市民や市職員を対象に、条例に対する理解を深める取り組み（広報及び研修）を行ってきたが、平成26年度に実施した市民意識調査によれば、「条例の認知度」は、4割弱にとどまっている。

条例に基づき、まちづくりを進めていくためには、自治の主体である市民、議会、市長等（行政）が条例の趣旨を理解することは不可欠である。

「自治基本条例」は、理念的、抽象的な規定が多いこともあり、本市と同様、他の「自治基本条例」を制定している指定都市においても、認知度が低いという状況が見受けられるが、条例に対する理解を深める取り組みは、今後も継続的に進めていく必要がある。

具体的な取り組みの検討にあたっては、市民に対しては、パンフレットや副読本を配布し、単に条例を知ってもらうということにとどまらず、条例が規定する市民の責務等を正しく理解し、具体的な行動・実践に繋がるような工夫が必要である。

また、中学校3年生を対象に副読本を配布しているが、将来のまちづくりを担う若い世代が、まちづくりについて考えたり、まちづくりに参加するきっかけとなる取り組みの充実にも努める必要がある。

平成27年度は、条例施行5周年にあたる年であり、市民が「自治」について改めて考える機会となるフォーラムの開催なども有効な手段である。

また、市職員に対しても、条例の趣旨、解釈についての研修を実施するという取り組みに加え、条例の規定と、市の具体的な取り組みを関連づけ、市民自治の確立を念頭においた職務の遂行に努める意識を定着させる取り組みも必要である。この場合、市職員に対して、条例の浸透度を調査するといったことも有効と考える。

このほか、条例に対する理解の醸成に併せて、まちづくりにおいて「自助、共助、公助」を踏まえた市民と行政の適切な役割分担を進めていくため、市民が主体的にまちのことを考え、主体的に行動し、それを行政が支援するという基本的な認識を、市と市民が共有することが必要と考える。

<見直しの方向性>

- 条例に対する理解を深める取り組みの継続的な実施
- 「自助、共助、公助」を踏まえた市民と行政の適切な役割分担の推進

(2) 情報共有

市民と市との「情報共有」を実現する上で大切な視点は、「情報を必要としている（情報を届けたい）市民に、情報を確実に届ける（若しくは自ら入手できる）」ことである。

市は、現在でも市政に関する様々な情報を、多様な媒体で提供している。今後も、情報通信技術の発達などにより、情報提供する方法は、多様化していくことが見込まれるが、その特性を踏まえ、引き続き、市の責任において、適切な方法で情報提供を行う必要がある。そのためには、まず情報の適正かつ効率的な管理及び運用をより強化していかなければならない。

また、情報提供する内容についても、市民に分かりやすく情報を提供する観点から、分かりやすい表現や目を惹く工夫にも努めるなど、情報提供にあたっての基本的な手法を行政内部で共有する必要がある。

市民意識調査によれば、市が発信する情報の入手方法としては、市政だよりを除いては、20歳代は、「雑誌やフリーペーパー」、「フェイスブックやツイッターといったソーシャルメディア」が多く、70歳代は、「回覧板」や「新聞記事」が多い結果となっている。市民の世代や関心に応じ、きめ細かな情報提供を行うためには、情報を提供する方法を適切に選択すると共に、伝えるべき情報の優先度を踏まえ、強弱を付けた発信方法の工夫なども必要である。その際、自ら情報を入手することが困難な市民（高齢者など）への配慮が必要である。また、若い世代ほど、市政への関心度合いが低くなる傾向が見られることから、若い世代に対する市政に関する情報発信を強化する必要がある。

もとより、市が提供する情報には、イベント情報等の市民の生活の利便性の向上につながるものや、市政の課題や政策形成過程の情報など市民参画の前提となるものなどがあるが、市民自治を推進する観点からは、今後、市民の市政への関心を高めるためにも、市民参画の前提となる情報の提供に重点を置く必要がある。

具体的な取り組みとしては、市民の意見等を政策形成過程に反映させるため、あらかじめ政策等の案を公表し、これに対して意見等を求める「市民意見提出手続（パブリックコメント制度）」があるが、この取り組みを参考に、市政の課題等、市民参画の前提となる情報提供を行う場合は、情報提供の時期、方法、内容等について、工夫することが必要である。

一方で、市が、あらゆる手段で情報の提供を行ったとしても、全ての情報を市民に届けることには限界がある。市民自らが、市政に関心を持ち、市政に関する情報を自ら入手しようとする姿勢も重要であり、そうした意識の醸成も必要である。

このほか、地域におけるコミュニティの情報（団体や活動内容の情報など）の発信を、市が支援することも、市民自治の基盤を広げていく観点から有効であり、今後検討が必要と考える。

<見直しの方向性>

- 世代や、関心分野に応じた多様な手法による情報発信
- 提供する情報の整理や強弱など発信方法の工夫
- 市政への関心を高める情報提供
- 様々なコミュニティの情報発信への支援

(3) 市民参画

市は、市民に対して多様な市民参画の機会を整備し、様々な方法で市民の意見等を聞いているが、市民意識調査によれば、「市政に対して意見や提案をした経験はない」との回答が9割弱と突出して多く、また、「あなたの声が市に届き、きちんと対応されている」と「感じていない」と回答した5割弱の人に、そう思う理由を尋ねたところ、「市政に意見や質問を伝える方法が分からない」との回答（5割強）が最も多く、次いで、「自分の意見が市に届いているという実感が無い」との回答（3割強）が続いている。一方で、「市政に対して意見や提案をした経験はない」という回答が突出しているにもかかわらず、市政への関心があると回答した市民（7割強）や、市政に対して意見や提案をしたいと回答した市民（5割強）が多い結果になっていることは、市民の市政への参画意欲が、市政に対する意見や提案などの具体的な行動に繋がっていないことが伺える。

そうした市民の参画意欲を行動に繋げるためには、市民に対して市民参画の意義や、具体的な市の市民参画制度、市民の意見等が反映された事例等について適切に周知すると共に、市民が、自分たちの意見が市に届き、市がそれに適切に対応していることを実感してもらうことが必要と考える。その上で、個々の市民参画の制度について、

- 参加しやすい手続きになっているか
- 会議などは、時間帯や場所など、参加しやすい工夫がされているか
- 市民の意見や提案を市政に反映させているか
- 市民の意見や提案を反映させた事例が市民に伝えられているか

などといった観点から点検し、必要に応じて改善を行い、さらに多くの市民の参画に繋がるよう努める必要がある。

このほか、市においては、市民と市職員が気軽に意見交換をすることができる機会を拡充し（区長懇談会の活性化、地域の会合への市職員の参加など）、日常的なコミュニケーションの中で信頼関係を築くことで、市民の市政への参画意欲がより高まることも期待できる。

<見直しの方向性>

- 市民参画の意義や制度等の市民への周知
- 個々の市民参画制度について、より市民が参画しやすくなるよう仕組みの改善
- 市と市民の日常的なコミュニケーションの機会の拡充、活性化

(4) コミュニティ

市は、市民の主体的なまちづくり活動への参加や、活動主体であるコミュニティの活性化を促進するため、様々な取り組みを行っている。

しかしながら、地域においては、「活動の担い手の高齢化・固定化、後継者不足」「自治会・町内会の加入率の低下」など課題は多く、委員会においてもこのテーマに対して多くの意見が出された。

市民意識調査によれば、「住民主体のまちづくりが必要と思う」と考える市民は約9割に上る一方、実際に地域活動に経験したことがある人の割合は、約半数程度となっている。

東日本大震災をはじめ、大規模な自然災害の発生を契機に、最近、地域におけるコミュニティの役割の重要性の認識が高まっている中、市民のまちづくりへの参加意欲を具体的な行動に繋げ、コミュニティの活動を活性化させていくことが必要である。

以下、見直しの方向性を示すこととする。

① コミュニティの重要性についての共通理解の醸成

コミュニティの活性化を成功させる基本条件は、市と市民がこれからのコミュニティについて、同じ思いを持つことである。

したがって、市はコミュニティの重要性について、市と市民との間に共通の理解が醸成されるよう努めなければならない。

② まちづくりを担う人材の育成

まちづくりはひとづくりである。市においては、様々な形でまちづくりを担う人材育成のための取り組みが行われているが、そうした市民が実際に地域でまちづくりに関わっていくようになることが重要であり、その意味では、実際の地域のまちづくりの場面で人材の育成にも繋がるような機会の提供に努める必要がある。

③ 自治会・町内会、NPO・ボランティア団体の活性化・活動促進

自治会・町内会については、加入率の低下や役員の高齢化・固定化などの課題を抱えているが、市民意識調査等によれば、コミュニティの中でも、まちづくりにおいて自治会・町内会が果たす役割に期待する市民が多いことが認められる。

自治会・町内会への市の支援については、これまでも様々な取り組みが行われているが、引き続き、その活動の充実や活性化に繋がる取り組みが必要である。

加えて、地域社会が変化する中において、NPOやボランティア団体等の活動に対する期待は大きいものがあるが、その活動が必ずしも地域に広がっていないとの意見がある。活動の基盤を広げるため、地域と団体のネットワークづくりや情報提供を強化する必要がある。

また、自治会・町内会やNPO・ボランティア団体等のそれぞれが、より多くの市民の理解・共感を得て、参加の促進に繋がるよう「活動内容に関する分かりやすい情報発信」、「誰もが参加しやすい雰囲気づくり」などに取り組まれることを期待し、市がそれを適切に支援していくことが求められる。

④ 多様な活動主体による協働の推進

③に加え、少子高齢化、人口減少という社会情勢の中で、様々な地域の課題に対処していくためには、多様な活動主体による協働は不可欠である。既に、自治会・町内会とNPOやボランティア団体などが協働でまちづくりを実践している事例もあり、市においては、そうした事例に関する情報発信を適切に行うとともに、各活動主体の顔の見える関係づくりを促進する必要がある。

また、条例第9条が規定するまちづくりにおける事業者の責務も踏まえ、地域のまちづくりへの企業や従業員の参加を促進する必要がある。

⑤ まちづくり協議会の活性化、市民センターを使いやすくする工夫

④の「多様な活動主体どうしの協働」とも関わるが、まちづくり協議会とその活動拠点となる市民センターは、住民主体のまちづくりを進めていく上で、大きな役割を果たしてきた。

今後も、市においては、地域が主体となって、かつ地域の実情に応じた活動が可能となるよう様々な支援策を検討する必要がある。

また、市民センターについては、まちづくりや市政に関する情報発信や市民の意見等を市に届ける市民参画という視点から、市民に身近な市民センターづくりに取り組んでいく必要がある。

⑥ 地域のまちづくり活動に関する情報提供の強化ときっかけづくり

コミュニティの活動への参加の意義や重要性、コミュニティの活動内容や活動場所、また、地域のまちづくりに関する市の相談窓口など、地域のまちづくり活動に関する情報が、幅広く市民（特に、現在まちづくりの活動に参加していない市民層）に行き届くような分かりやすい情報発信に努める必要がある。

また、まちづくりの活動に参加しようとする意欲があったとしても、きっかけがなければ、最初の一步を踏み出すのは難しいとの意見もある。そうした市民に対して、まちづくり活動に参加するきっかけとなる機会（イベントや講座等）の提供に努める必要がある。

⑦ 市職員のまちづくりへの参加

市職員が地域のまちづくり活動に率先して参加する姿勢が求められる。

一市民として、既に地域のまちづくり活動に参加している市職員も多いと思われるが、その参加を一層促進する必要がある。

また、条例第14条が規定する「職務の遂行に当たって、市民及びコミュニティが相互に連携する機会を積極的に提供する」という市職員の役割及び責務が果たせるよう、地域のまちづくりに関する理解を深め、自治会・町内会や、NPO・ボランティア団体等との連携を支援することができる能力の向上に努める必要がある。

<見直しの方向性>

- コミュニティの重要性についての共通理解の醸成
- まちづくりを担う人材の育成
- 自治会・町内会、NPO・ボランティア団体等の活性化・活動促進
- 多様な活動主体による協働の推進
- まちづくり協議会の活性化、市民センターを使いやすくする工夫
- 地域のまちづくり活動に関する情報提供の強化ときっかけづくり
- 市職員のまちづくりへの参加

(5) その他市政運営

条例第5章（市政運営）の規定に係る取り組みについては、「法務（第16条）」において、応訴や提訴など「訴訟」という手段を、今後も的確に用いていく必要があること、「財政運営（第17条）」において、市民参画の視点を踏まえ、市の財政状況について、市民がより分かりやすく理解することができる情報提供が必要であるとの意見が出された。

市においては、引き続き、市民自治の視点を踏まえた適切な市政運営に努めることを期待したい。

6 条例の見直しについて

条例制定以降、市では、条例の趣旨を踏まえ、市民自治の確立に向け、情報共有や市民参画、コミュニティに対する支援などの取り組みを進めており、市長が、条例第13条に規定する市長の役割及び責務を遵守していることが伺える。

条例は、多様な捉え方がある「自治」のあり方について、市が目指すべき姿を明確にしたものであるが、条例制定後、4年を経過しようとしている時点での市民意識調査の結果などからは、条例に基づく市の取り組みの効果が十分に発揮されているとは言い難い状況も見受けられる。

委員会では、市の取り組みが、条例の趣旨に沿って運営されているかどうかについて、真摯に議論し、様々な課題を指摘したが、その課題は、市民、議会、市長等（行政）が、より一層条例に対する理解を深め、自治において果たすべき役割や責務を深く認識し、条例の掲げる理念や目的を達成するためにまちづくりや市政運営に取り組むことにより、解決していくことが可能と考える。このため、現時点においては条例の特定の条文の改正、追加を行う必要は特に認められないということを確認した。

市においては、本答申が指摘した課題や見直しの方向性等を尊重し、今後、具体的な取り組みの改善等に反映させていただきたいと考えている。

また、委員会における審議の過程において、各委員から具体的な取り組みのアイデアや提案なども出されており、これらを参考にしながら、市民自治の更なる充実に向け、取り組んでいただくことを期待するものである。

なお、委員会の役割は、市政が条例の趣旨に沿って運営されているかどうかを評価することであり、主に条例の規定に基づく市の取り組みを中心に議論してきたが、その過程において、「市民」のあるべき姿についても、意見が出された。

繰り返すまでもなく、市民自治は、行政主導ではなく、市民の主体的な行動により、実現が図られるべきものである。

一人でも多くの市民が「自分たちのまちのことは、自分たちで考え、決定していく」という本市の自治の基本理念を理解し、行動につなげていただくことを期待したい。

資 料

「北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会」委員名簿

＜敬称略、五十音順＞

氏名	所属・役職等
安部 高子	株式会社ケイ・ビー・エス代表取締役社長
伊藤 豊仁	公募委員
太田 康子	北九州市婦人会連絡協議会事務局長
岡本 悦子	前熊西まちづくり協議会会長
田中 美穂	NPO法人STEP・北九州 理事
中禮 萌	公募委員
本田 美智子	公募委員
宮原 深海	門司区社会福祉協議会会長
○森 裕亮	北九州市立大学法学部准教授
◎湯浅 壘道	情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授 九州国際大学客員教授

※◎は委員長、○は副委員長

北九州市自治基本条例（平成22年9月30日条例第30号）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 市民（第6条—第9条）

第3章 議会（第10条—第12条）

第4章 市長等（第13条・第14条）

第5章 市政運営

第1節 市政運営の基本原則（第15条—第21条）

第2節 市政への市民参画（第22条—第25条）

第6章 コミュニティ（第26条・第27条）

第7章 国、他の地方公共団体等との関係（第28条）

第8章 条例の見直し（第29条）

付則

誇りを持って、ここ北九州市で暮らし、生きていきたい。

このまちの良さを守り、慈(いつく)しみ、子どもたちに伝えていきたい。

私たちのこの願いを実りある姿にするためには、市民、議会、行政がそれぞれの役割を認識し、互いに生かし合い、私たち自身の手で市民による自治を実践することが重要です。

私たちのまち北九州市は、ものづくりのまちとして、多くの人々の英知に支えられ発展してきました。また、市民、議会、行政が一体となって公害克服に取り組み、世界に誇る環境都市として今日に至っています。

私たちはこれからも、心豊かな、人が大切にされる地域社会を築いていきます。そして、近隣自治体と共生しながら、未来につなぐ私たちの思いを、アジアの諸都市をはじめ広く世界に発信していきます。

ここに本市の自治の礎(いしずえ)となる北九州市自治基本条例を定め、自治の理念と原則を宣言します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり市民の意思に基づく自立した市政運営を確立すること及び市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現することの緊要性にかんがみ、北九州市における自治の基本理念及び基本原則を定め、自治を担(にな)う市民の権利及び責務並びに議会、議員及び市長等の役割及び責務を明らかにするとともに、市政運営の基本原則、市政への市民参画その他自治に関する基本的事項を定める

ことにより、市民の意思を適切に反映させた公正かつ誠実な市政運営の実現、市民の主体的な関与及び市民相互の連携による良好な地域社会の維持形成等を図り、もって本市における市民を主体にした自治（以下「市民自治」という。）の確立に寄与することを目的とする。

（条例の位置付け）

第2条 市は、他の条例、規則その他の規程の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例で定める事項との整合性の確保を図るものとする。本市の基本構想その他計画を策定し、これらに基づく施策及び事業を実施し、又は法令等（法令、条例、規則その他の規程をいう。第8条において同じ。）を執行する場合も、同様とする。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者（以下「住民」という。）、市内の事業所若(も)しくは事務所に勤務する者、市内の学校に在学する者、市内に不動産を所有する者又は市内で事業活動その他まちづくりに関する活動を行う者若(も)しくは団体をいう。
- (2) 市長等 執行機関及び地方公営企業の管理者をいう。
- (3) コミュニティ 自治会等の地縁による団体、市民が共生する地域社会の実現に資すると認められる特定非営利活動法人その他これらに類する団体をいう。

（基本理念）

第4条 本市の自治は、地方自治の本旨に基づき、自分たちのまちのことは、自分たちで考え、決定していくということを基本理念とする。

- 2 前項の基本理念に基づくまちづくりの推進は、人が大切にされるまち（すべての市民が年齢、性別、障害の有無、国籍、社会的身分又は門地等にかかわらず人として尊重されるまちをいう。以下同じ。）を実現することを旨(むね)として行われなければならない。

（自治の基本原則）

第5条 本市における自治は、市民自治を基本として行われるものとする。

- 2 市政は、住民の信託に基づき行われるものとする。
- 3 市民及び市は、市政に関する情報を共有するものとする。
- 4 市民及び市は、自治を担(にな)う人材の育成に努めるものとする。
- 5 市は、市政運営において国及び福岡県と対等な関係に立ち、地方公共団体としての自

主性及び自立性を確保するものとする。

第2章 市民

(市民の権利)

第6条 市民は、人として等しく尊重され、幸福な生活を追求する権利を有する。

2 市民は、市が保有する情報を知る権利を有し、これにより得た情報を活用することができるとともに、自らの知識及び経験により得た情報を市に提供することができる。

(子どもの自治へのかかわり)

第7条 子どもは、自治の主体として、それぞれの年齢に応じて自治を担(にな)うことができる。

2 子どもは、自治の主体であることを自覚しながら成長できる環境を与えられなければならない。

(市民の責務)

第8条 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、人が大切にされるまちを実現するため、互いの人権を尊重するものとする。

2 市民は、自治の主体として発言をし、又は行動するに当たっては、その発言及び行動に責任を持つものとする。

3 市民は、法令等の定めるところにより、市政運営に伴う負担を分任する責務を有する。

(事業者の責務)

第9条 事業者(市内で事業活動を行うものをいう。)は、その社会的責任を認識し、市民が共生する地域社会の維持及び発展に寄与するよう努めるものとする。

第3章 議会

(議会の基本的役割)

第10条 議会は、住民の代表機関として、市政上の重要な意思を決定する機関及び執行機関を監視する機関としての役割を果たすとともに、政策の立案に積極的に努めるものとする。

(議会運営)

第11条 議会は、市政に関する市民の意思を的確に把握し、議会運営に適切に反映するものとする。

2 議会は、議会活動に関し市民に説明する責務を果たすため、開かれた議会運営を行う

よう努める。

(議員の責務)

- 第12条 議員は、住民の信託にこたえるために、市政に関する市民の意思を的確に把握し、市政全般に配慮しながら、公正かつ誠実に職務を遂行する責務を有する。
- 2 議員は、調査研究その他の活動を通じ、議会における審議及び政策の立案活動の充実に努める。
- 3 議員は、開かれた議会運営の実現に努める。

第4章 市長等

(市長等の役割及び責務)

- 第13条 市長は、住民の信託にこたえるために、市を統轄し、これを代表する者として、この条例を遵守し、公正かつ誠実に市政を運営する。
- 2 市長は、市民自治を実現するために、市政に関する市民の意思を的確に把握し、市政運営に適切に反映させるよう努める。
- 3 市長等は、その権限及び責任を自覚して、公正かつ誠実に職務を執行する。

(職員の役割及び責務)

- 第14条 職員は、市民の視点に立って公正かつ誠実に職務を遂行する。
- 2 職員は、職務の遂行に当たって、市民及びコミュニティが相互に連携する機会を積極的に提供するよう努めるものとする。
- 3 職員は、絶えず自らを研さんすることにより、その職務に関する能力の向上に努める。

第5章 市政運営

第1節 市政運営の基本原則

(計画的な行政運営)

- 第15条 市長等は、本市の基本構想その他行政分野全般に係る政策及び事業に関する計画（以下この条において「基本構想等」という。）に基づき、総合的かつ計画的な行政運営を行う。
- 2 市長等は、各行政分野における基本的な計画を策定し、及び実施するに当たっては、基本構想等との整合性の確保を図るとともに、計画相互間の体系的な整備に努める。
- 3 市長等は、基本構想等及び各行政分野における基本的な計画を策定し、及び実施するに当たっては、計画の目標及び期間を明示するとともに、計画に係る進行の状況を適切に管理する。
- 4 市長等は、前項の計画を社会経済情勢の変化に対応したものとするよう、常に検討を

加えるものとする。

(法務)

第16条 市は、条例、規則その他の規程の制定改廃、法令の主体的な解釈及び運用並びに法令の制定改廃に関する提言を積極的に行うとともに、訴訟に的確に対応する。

2 市は、条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針を定めるものとする。

(財政運営)

第17条 市は、中長期的な展望に立って、財政の健全性の確保に努める。

2 市長は、予算、決算その他財政に関する事項について、市民に分かりやすく公表するものとする。

(行政評価)

第18条 市長は、施策及び事業の成果及び達成度について評価を行い、その結果を市民に分かりやすく公表するものとする。

2 市長は、前項の評価の結果を施策及び事業に適切に反映させるものとする。

(付属機関の委員等の選任)

第19条 市長等は、付属機関の委員その他これに類する構成員（以下この条において「委員等」という。）を選任するに当たっては、公募により選任された委員等が含まれるよう努めるとともに、委員等の年齢及び性別の構成について適正を確保するよう配慮する。

2 市長等は、委員等の選任の手続を整備するとともに、選任における選考の経過を記録するものとする。

(苦情等へ対応するための仕組み)

第20条 市は、市民の権利利益を保護するため、市民が市から受けた不利益な取扱いについての苦情、不服等の適切かつ簡易迅速な処理又は解消を図るための仕組みの整備その他必要な施策を講ずるものとする。

(情報共有の仕組み)

第21条 市は、市が保有する文書、図画及び電磁的記録に係る情報の適正かつ効率的な管理及び運用について、総合的かつ体系的な規程の整備を図るものとする。

2 市は、市民の知る権利を尊重し、市政に関し市民に説明する責務を果たすため、別に条例で定めるところにより、市が保有する情報の公開を推進する。

3 市は、個人の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、市が保有す

る個人情報 を適正に取り扱う。

第2節 市政への市民参画

(市民参画の制度の整備)

第22条 市は、市政に市民の意見を適切に反映させるため、市民参画の制度の体系的な整備を図るものとする。

(パブリックコメント手続)

第23条 市長等は、市政上の基本的かつ重要な事項を定める計画又は条例を策定する過程において市民の意見を反映させるため、当該計画又は条例の案について市民の意見を公募する手続を実施する。

(市民の意見及び提案)

第24条 市は、前条に規定する手続のほか、市民が市政について広く意見を提出し、及び提案するための多様な機会を確保するものとする。

2 市は、前項の機会に収集した市民の意見及び提案に係る情報を内部で適切に共有し、その活用に努めるものとする。

(住民投票)

第25条 市は、市政に関し、特に重要な事項について、住民（法人を除く。）の意思を直接確認するため、事案ごとに別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

2 市長は、住民投票を実施するに当たっては、投票の結果の取扱いについて、あらかじめ見解を述べるものとする。

第6章 コミュニティ

(コミュニティの活動のあり方)

第26条 市民は、様々なコミュニティの活動に自由に参加することができる。

2 市民は、コミュニティの活動への参加を通じて、市民が共生する地域社会の維持及び形成に努めるものとする。

3 コミュニティは、その活動内容及び運営状況を明らかにすることにより、その活動について市民の理解及び共感を得られるよう努めるものとする。

4 コミュニティは、他のコミュニティの自主性を尊重しながら、コミュニティ相互間の連携の推進に努めるものとする。

(コミュニティへの支援等)

第27条 市は、コミュニティの自律性及び自立性に配慮しながら、コミュニティの活動がその活動する地域の特性に応じて効果的に行われるよう、コミュニティに対し積極的に支援するものとする。

2 前項に規定する支援は、区役所の組織及び機能を最大限に活用することにより行うものとする。

3 区長は、コミュニティが相互に連携しながらその活動が円滑に行えるよう、コミュニティに対し必要な支援に努めるものとする。

第7章 国、他の地方公共団体等との関係

第28条 市は、国及び福岡県と対等な立場で共通の目的である市民福祉の増進に向かって相互に協力するとともに、国及び福岡県に対して政策又は制度に関する意見の提出及び提案を積極的に行うものとする。

2 市は、他の地方公共団体と共通する課題について、当該地方公共団体と相互に連携及び協力をし、その解決に努めるものとする。

3 市は、本市の国際社会における役割を果たすため、アジア地域その他の地域の外国の政府、外国の地方公共団体等との交流、連携及び協力を努めるものとする。

第8章 条例の見直し

第29条 市は、市政がこの条例の趣旨に沿って運営されているかどうかを評価し、この条例について必要な見直しを検討するための機関を設置する。

2 市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、前項の検討の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

付 則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。